

## 随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月  
国立大学法人上越教育大学

### 1. 隨意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

#### 【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(19%) 5	(26%) 42
一般競争入札等	競争入札			(7%) 2	(17%) 28
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0	(4%) 1	(2%) 4
随意契約		(100%) 27	(100%) 163	(70%) 19	(55%) 90
合 計		(100%) 27	(100%) 163	(100%) 27	(100%) 163

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

### 【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			(0%) 0	(0%) 0
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
	随意契約	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
合 計		(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

### 【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(19%) 5	(26%) 42
一般競争入札等	競争入札			(7%) 2	(17%) 28
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0	(4%) 1	(2%) 4
	随意契約	(100%) 27	(100%) 163	(70%) 19	(55%) 90
合 計		(100%) 27	(100%) 163	(100%) 27	(100%) 163

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 隨意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期  
平成20年1月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札の導入を図る。
- ② 総合評価方式による一般競争入札マニュアルの作成  
一般競争への移行を支援するための業務マニュアルを作成し、仕様書の作成や予定価格の設定等の各種入札手順を具体的に示す。  
(平成20年度中に作成予定)
- ③ ワーキンググループの設置  
上記措置を行うため、財務課にワーキンググループを設置する。

(2) 複数年度契約の拡大

システム関連等の複数年度にわたる契約については、内容を精査し、複数年度契約を拡大する。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、入札・契約手続きの在り方や公告の方法等について検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名 : 上越教育大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位 : 円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
	(該当なし)										
合計					0						0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（各国立大学法人の定める少額隨契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まれない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。  
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件とする）

複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していないければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以後、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以後、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名 : 上越教育大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位 : 円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
----	-----------------------	---	-------------------------------------	----------	------------------	----------	--------------------------------	--------	-------	----------	----

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「（競争性のない）随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)に該当する場合はその番号、

該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名 : 上越教育大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位 : 円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	富士ゼロックス新潟 (株) 新潟県新潟市東大通 1-2-23	富士ゼロックス製複合機 保守等契約	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年4月3日	17,684,201	随意契約	新潟県内における富士ゼロックス (株) 製複合機の保守等契約は、 同社が直接行っており、契約の性質 が競争を許さないため。(会計規則第43条第1号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(21年度契約から)		
2	飛島建設(株)北陸 支店 福井県福井市宝永4 丁目9番13号	上越教育大学学生宿舎N 棟等アスベスト除去その 他工事(その2)	調達役 甲州与志雄 総務部施設マネジメン ト課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年5月16日	3,885,000	随意契約	本工事は、現在施工中の工事と密 接に関連しており、施工業者と契 約することが経済性及び作業効率 の面から有利であると認められる ため(会計規則第43条第3号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
3	中央青山監査法人 東京都千代田区霞が 関三丁目2-5	監査契約	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年7月1日	3,780,000	随意契約	会計監査人の選定については、文 部科学大臣の選任通知によるところ であり、契約の性質が競争を許 さないため。(会計規則第43条第 1号)	見直しの余地あり	企画競争を実施		
4	飛島建設(株)北陸 支店 福井県福井市宝永4 丁目9番13号	上越教育大学学生宿舎N 棟等アスベスト除去その 他工事(その3)	調達役 甲州与志雄 総務部施設マネジメン ト課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年7月21日	6,090,000	随意契約	本工事は、現在施工中の工事と密 接に関連しており、施工業者と契 約することが経済性及び作業効率 の面から有利であると認められる ため(会計規則第43条第3号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
5	伊藤忠テクノソ リューションズ(株) 東京都千代田区霞が 関3-2-5	情報処理システム賃貸借 契約	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年10月1日	8,662,500	随意契約	本契約は、賃貸借契約を締結して いる既契約者と情報処理システム の契約期間を延長する必要が生じ たため。(会計規則第43条第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
6	久保田建設(株) 新潟県上越市大字辰 尾新田1番地	上越教育大学(附小)屋 内運動場新営その他工事 (その2)	調達役 甲州与志雄 総務部施設マネジメン ト課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年10月26日	18,900,000	随意契約	本工事は、現在施工中の工事と密 接に関連しており、施工業者と契 約することが経済性及び作業効率 の面から有利であると認められる ため(会計規則第43条第3号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
7	丸善株式会社 東京都中央区日本橋 2-3-10	2007年版外国雑誌	調達役 本橋文次郎 学務部学術情報課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年12月27日	10,194,029	随意契約	外国雑誌の供給契約に当たっては、未配、遅配、欠号等が想定さ れるため、発行元に対して連絡を密 にとり、極力これを未然に防止 する必要がある。取扱業者は、こ れらの業務に習熟し、実績豊富で 信頼のおける者である必要があ る。 この点について、当該業者は、 これまで本学に外国雑誌を納入 しており、豊富な経験と安定した 実績を有するため。(会計規則第 43条第5号)	見直しの余地あり	競争入札に移行(19年度契約から)		

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名 : 上越教育大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位 : 円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
8	(株)ライブラリー 東京都中央区日本橋 人形町2-22-1 1	2／3次元運動解析シス テム	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成19年1月31日	4,319,175	随意契約	本装置は(株)ライブラリー製で あり、代理店を設けず、直接販売 のみによっているシステムであり、 契約の性質が競争を許さない ため(会計規則第43条第1号)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
9	日本電気(株)長岡 支店 新潟県長岡市今朝白 1-8-18	日本電気(株)製財務会 計システムソフトウェア 保守等契約	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成19年3月28日	2,520,000	随意契約	本学の財務会計システムソフト ウェアについては、日本電気 (株)が開発して納品したもので あり、システムの保守業務はプロ グラムが公開されていないことか ら、契約の性質が競争を許さない ため。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
10	東芝エレベータ(株) 新潟支店 新潟県新潟市米山4 -1-28	上越教育大学昇降機設備 保全業務	調達役 甲州与志雄 総務部施設マネジメン ト課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成19年3月29日	4,082,400	随意契約	本契約は、昇降機設備の保全業務 であることから、機械の構造、操 作、回路等詳細について確固たる 知識と取扱いに関する豊富な経験 及び当該設備の特性を熟知し技術的 にも優れた者を有しました。万一 故障等が発生した場合、その責 任を明らかにする上においても、 一貫した責任を持つて当該設備を 製作及び施工した同社以外では実 施できる会社がないため。(会計 規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
11	東北電力(株)上越営 業所 新潟県上越市大町2 -2-24	電気料4月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年4月1日	4,688,191	随意契約	その他特定の者以外では契約の目 的を達成することができないた め。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
12	東北電力(株)上越営 業所 新潟県上越市大町2 -2-24	電気料5月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年4月1日	4,425,511	随意契約	その他特定の者以外では契約の目 的を達成することができないた め。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
13	東北電力(株)上越営 業所 新潟県上越市大町2 -2-24	電気料6月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年4月1日	4,868,278	随意契約	その他特定の者以外では契約の目 的を達成することができないた め。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
14	東北電力(株)上越営 業所 新潟県上越市大町2 -2-24	電気料7月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年4月1日	5,464,961	随意契約	その他特定の者以外では契約の目 的を達成することができないた め。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
15	東北電力(株)上越営 業所 新潟県上越市大町2 -2-24	電気料8月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年4月1日	5,604,098	随意契約	その他特定の者以外では契約の目 的を達成することができないた め。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
16	東北電力(株)上越営 業所 新潟県上越市大町2 -2-24	電気料9月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年4月1日	4,621,741	随意契約	その他特定の者以外では契約の目 的を達成することができないた め。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
17	東北電力(株)上越営 業所 新潟県上越市大町2 -2-24	電気料10月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町 1番地	平成18年4月1日	4,304,669	随意契約	その他特定の者以外では契約の目 的を達成することができないた め。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名 : 上越教育大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位 : 円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
18	東北電力(株)上越営業所 新潟県上越市大町2-2-24	電気料11月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町1番地	平成18年4月1日	4,463,583	随意契約	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないため。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
19	東北電力(株)上越営業所 新潟県上越市大町2-2-24	電気料12月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町1番地	平成18年4月1日	4,910,657	随意契約	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないため。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
20	東北電力(株)上越営業所 新潟県上越市大町2-2-24	電気料1月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町1番地	平成18年4月1日	5,064,107	随意契約	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないため。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
21	東北電力(株)上越営業所 新潟県上越市大町2-2-24	電気料2月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町1番地	平成18年4月1日	4,824,036	随意契約	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないため。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
22	東北電力(株)上越営業所 新潟県上越市大町2-2-24	電気料3月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町1番地	平成18年4月1日	4,768,043	随意契約	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないため。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
23	上越市ガス水道局 新潟県上越市木田1-1-3	ガス料11月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町1番地	平成18年4月1日	2,874,208	随意契約	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないため。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
24	上越市ガス水道局 新潟県上越市木田1-1-3	ガス料12月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町1番地	平成18年4月1日	5,420,568	随意契約	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないため。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
25	上越市ガス水道局 新潟県上越市木田1-1-3	ガス料1月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町1番地	平成18年4月1日	7,277,537	随意契約	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないため。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
26	上越市ガス水道局 新潟県上越市木田1-1-3	ガス料2月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町1番地	平成18年4月1日	5,505,770	随意契約	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないため。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
27	上越市ガス水道局 新潟県上越市木田1-1-3	ガス料3月分	調達役 霜越 隆晴 総務部財務課長 新潟県上越市山屋敷町1番地	平成18年4月1日	4,109,348	随意契約	その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないため。(会計規則第43条第1号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
合計					163,312,611						

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（各国立大学法人の定める少額隨契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）以外の者（その他の公益法人、民間法人等）との契約を記載する。

なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）

第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件とする）

複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していないければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載する。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【その他の者との契約】

(法人名 : 上越教育大学)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並び にその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位 : 円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
----	-----------------------	---	-------------------------------------	----------	------------------	----------	--------------------------------	--------	-------	----------	----

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

## 随意契約事由別 類型早見表

随意契約事由	類型区分
『競争性のない随意契約によらざるを得ない場合』	
<b>イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの</b>	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
<b>ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)</b>	5
<b>ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等</b>	6
<b>ニ その他</b>	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

(注)本表は、随意契約によらざるを得ない場合について、国の取扱いに準じて一覧性を持たせるために類型化したものである。